

日南町家庭用発電設備等導入推進補助金交付要綱

(平成 26 年 4 月 1 日要綱第 7 号)

(改正：令和 3 年 4 月 1 日要綱第 5 号の 2)

(改正：令和 7 年 3 月 26 日要綱第 1 号の 3)

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、日南町補助金等交付規則（昭和 45 年 7 月 1 日規則第 22 号。以下「規則」という。）第 2 条の規定に基づき、日南町家庭用発電設備等導入推進補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第 2 条 本補助金は、町内の住宅に家庭用発電設備等を導入する者に対して支援を行うことにより、家庭用発電設備等の導入を推進し、分散型のエネルギー供給構造の構築及び地球温暖化対策に貢献すること並びに県内における太陽光発電関連産業等を振興することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第 3 条 前条の目的の達成に資するため、町内の住宅（店舗及び事務所等との兼用は可とする。）に別表に定める太陽光発電設備、薪ストーブ等及び家庭用蓄電設備等を設置する者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、別表の第 2 欄に定める額とし、本補助金の総額に千円未満の端数が生じた場合には、切り捨てるものとする。

3 各年度の補助対象とする事業は、当該年度の 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間に交付決定、かつ年度内に完成する事業とする。ただし、当該年度の本補助金の交付決定以前に着手した事業については、本補助金を予算の範囲内で交付する。

4 本補助金の交付を受けることができる者は、町税等を完納している者とする。

5 本補助金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、鳥取県産業振興条例（平成 23 年 12 月鳥取県条例第 68 号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(補助金等の交付の申請)

第 4 条 太陽光発電設備又は家庭用蓄電設備等の申請者は、着手する日までに規則第 5 条に定める補助金等交付申請書（様式 1 号）に次に掲げる書類を添え、町長に提出しなければならない。

- (1) 太陽光発電設備等の概要書（別紙 1）
- (2) 対象設備に係る設置工事着手前の現況写真
- (3) 納税等状況確認同意書（別紙 3）
- (4) 太陽光発電設備等施工予定調書（別紙 4）
- (5) 対象設備の設置に係る見積書の写し

2 薪ストーブ等の設備の申請者は、着手する日までに規則第5条に定める補助金等交付申請書(様式2号)に次に掲げる書類を添え、町長に提出しなければならない。

- (1) 薪ストーブ等の概要書(別紙2)
- (2) 対象設備に係る設置工事着手前の現況写真
- (3) 納税等状況確認同意書(別紙3)
- (4) 家庭用発電設備等施工予定調書(別紙4)
- (5) 対象設備の設置に係る見積書の写し

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(補助金等の交付の条件)

第6条 町長は本補助金の交付の決定をする場合において、法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するために必要であるときは、条件を付するものとする。

(実績報告等)

第7条 申請者は、補助事業等が完了した日から起算して30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書を町長に提出しなければならない。

2 太陽光発電設備設置又は家庭用蓄電設備設置に係る実績報告書(様式第4号)には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 太陽光発電設備等の概要書(別紙1)
- (2) 対象設備の領収書の写し
- (3) 対象設備の設置工事完了後の現況写真
- (4) 太陽光発電設備等施工報告書(別紙5)
- (5) 対象設備の設置に係る契約書の写し

3 薪ストーブ等設置に係る実績報告書(様式第5号)には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 薪ストーブ等の概要書(別紙2)
- (2) 対象設備の領収書の写し
- (3) 対象設備の設置工事完了後の現況写真
- (4) 家庭用発電設備等施工報告書(別紙5)
- (5) 対象設備の設置に係る契約書の写し

(財産処分の制限)

第8条 補助事業者は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

（決定の取消）

第9条 町長は、本補助金の交付を受けた者が次の各号いずれかに該当すると認められるときは、本補助金の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (3) 本補助金の使途が不相当と認められるとき。

（補助金の返還）

第10条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取消した場合において、当該取消にかかる部分に関し、既に本補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（協力の要請）

第11条 町長は、本補助金の交付を受けた者に対し、必要に応じ、次に掲げる事項について協力の要請を行うことができる。

- (1) 補助対象設備の使用状況の調査
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

（雑 則）

第12条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

1 対象事業		2 事業実施主体	3 1件当たりの補助金額
設備名	内 容		
1 太陽光 発電設備	太陽光発電システム 次の要件を満たすもの。 (1) 1件当たりの太陽電池の最大出力の合計値（以下、「最大出力」という。）が10kW未満の太陽光発電で、日本産業規格、IEC等の国際規格に適合しているもの。	次のいずれの要件も満たす者 (1) 町内の住宅に左欄の太陽光発電システムを導入する者。 (2) 電力会社等と電力需給契約を締結済み、又は、締結予定の者。ただし、太陽光発電システムで発電した電気を全量自家消費するため、電力受給契約を締結しない場合はこの限りでない。	1kW当たり36千円、かつ、1件当たり180千円を限度とする。ただし、総事業費から寄付金その他の収入の額を控除した額に3分の1を乗じて得た額を上限とする。なお、総事業費には、次に掲げる経費を含めないこと。 ア 事業実施主体と同一の代表者又は資本関係がある事業者への発注に要する経費 イ 仕入控除税額
2 薪ストーブ等	木質バイオマス熱利用機器（以下、「薪ストーブ等」という。） 次のいずれの要件も満たすもの。 (1) 木質燃料（薪、木質ペレット、木質チップ等）を利用し、発生した熱を利用する機器（他の熱源と一体となった機器も補助対象） (2) 各種ガイドライン等を遵守し、近隣住民等への影響について十分に考慮され必要な対策が講じられていること。	町内の住宅、集会所、事業所に左欄の薪ストーブ等を導入する者または団体もしくは事業所。	1件当たり180千円かつ機器の価格の5分の2以内。ただし、総事業費から寄付金その他の収入の額を控除した額に3分の1を乗じて得た額を上限とする。なお、総事業費には、次に掲げる経費を含めないこと。 ア 事業実施主体と同一の代表者又は資本関係がある事業者への発注に要する経費 イ 薪ストーブ等設置のために家屋の改修に要した経費 ウ 仕入控除税額

3 家庭用蓄電池等導入事業	定置用リチウムイオン蓄電システム（以下「蓄電池」という。） 次のいずれの要件も満たすもの。 (1)蓄電容量が1 kWh以上の蓄電池部分と、インバータ、パワーコンディショナー等の電力変換装置を備えたシステムとして一体的に構成され、日本産業規格、I E C等の国際規格に適合していること。 (2) 10 k W未満の太陽光発電システムと連系するものであること。	町内の住宅及び建築物に左欄の蓄電池を導入する者。	蓄電池容量1 kWhあたり70千円、かつ、1 件当たり400千円を限度とする。ただし、総事業費から寄付金その他の収入の額を控除した額に3分の1 を乗じて得た額を上限とする。なお、総事業費には、次に掲げる経費を含めないこと。 ア 事業実施主体と同一の代表者又は資本関係がある事業者への発注に要する経費 イ 仕入控除税額
--------------------------	---	---------------------------------	---

1. 各設備は、設置前において使用に供されていないものに限る。
2. 事業実施主体が発注する事業者と設置工事を行う事業者は県内事業者（県内に本店又は支店等がある事業者で、その県内にある本店又は支店等）であること。
3. 集合住宅にあっては、1 戸を1 件(共用部分のみに係る場合は共用部分を1 件)として取り扱う。

年 月 日

日南町長 様

申請者 住 所 日南町
氏 名 印
電話番号

年度日南町家庭用発電設備等導入推進補助金申請書

年度において標記補助金を下記のとおり受けたいので日南町補助金等交付規則第 4 条の規定により関係書類を添えて申請します。

1. 設置する場所	☐ 申請者の住所と同じ ☐ その他（日南町 ）
2. 家屋の所有者	☐ 申請者と同じ ☐ その他（ ）
3. 太陽電池の最大出力 及び補助金交付申請額	k W 円 ※36千円/kWかつ1件当たり180千円を限度とする
4. 蓄電池の蓄電容量 及び補助金交付申請額	k W h 円 ※70千円/1kWhかつ400千円を限度とする
5. 補助金交付申請額	円（上記の3. + 4. ）
6. 予定事業実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日
7. その他	その他補助金の活用（ 有 ・ 無 ）

【申請書関係の添付書類】

- (1) 太陽光発電設備等の概要書（別紙 1）
- (2) 対象設備に係る設置工事着手前の現況写真
- (3) 納税等状況確認同意書（別紙 3）
- (4) 太陽光発電設備等施工予定調書（別紙 4）
- (5) 対象設備の設置に係る見積書の写し

※千円未満の端数が生じた場合には、切り捨てるものとします。
※対象設備は、設置前において使用に供されていないものに限りします。

年 月 日

日南町長 様

申請者 住 所 日南町
氏 名 印
電話番号

年度日南町家庭用発電設備等導入推進補助金申請書

年度において標記補助金を下記のとおり受けたいので日南町補助金等交付規則第 4 条の規定により関係書類を添えて申請します。

1. 設置する場所	☐ 申請者の住所と同じ ☐ その他（日南町 ）
2. 家屋の所有者	☐ 申請者と同じ ☐ その他（ ）
3. 薪ストーブ等の種別	☐ 薪ストーブ ☐ 薪ボイラー ☐ 暖炉 ☐ ペレットストーブ
4. 機器の価格	円
5. 補助金交付申請額	円 ※ 1 件当たり 180 千円かつ機器の価格の 2/5 以内
6. 予定事業実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日
7. その他	その他補助金の活用（ 有 ・ 無 ）

【申請書関係の添付書類】

- (1) 薪ストーブ等の概要書（別紙 2）
- (2) 対象設備に係る設置工事着手前の現況写真
- (3) 納税等状況確認同意書（別紙 3）
- (4) 家庭用発電設備等施工予定調書（別紙 4）
- (5) 対象設備の設置に係る見積書の写し

※千円未満の端数が生じた場合には、切り捨てるものとします。
※対象設備は、設置前において使用に供されていないものに限りです。

第 年 月 日 号

様

日南町長 印

年度日南町家庭用発電設備等導入推進補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった日南町家庭用発電設備等導入推進補助金（以下「本補助金」という。）については、日南町補助金等交付規則（昭和45年7月1日規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の事業の内容は、日南町家庭用発電設備等導入推進事業とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。

区 分	算定基準額	交付決定額	備 考
☐ 太陽光発電設備			
☐ 薪ストーブ等			
☐ 家庭用蓄電池			

3 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、日南町家庭用発電設備等導入推進補助金交付要綱（平成25年3月28日要綱第9号）第3条第2項の規定を適用して算出した額と、前記2の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

4 補助規程の遵守

本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第4号（第7条関係）

年度日南町家庭用発電設備等導入推進補助金実績報告書

年 月 日

日南町長 様

申請者 住 所 日南町

氏 名 印

年 月 日付 第 号をもって交付金交付決定の通知があった日南町家庭用発電設備等導入推進補助金について、下記のとおり実施したので、日南町家庭用発電設備等導入推進補助金交付要綱第7条の規定に基づき報告します。

記

1. 太陽光発電設備の設置場所	
2. 工事完了日	年 月 日
3. 太陽電池の最大出力 及び補助金交付申請額	k W 円 ※36千円/kWかつ1件当たり180千円を限度とする
4. 蓄電池の蓄電容量 及び補助金交付申請額	k W h 円 ※70千円/1kWhかつ400千円を限度とする
5. 補助金の交付申請額	円
6. その他	その他補助金の活用（ 有 ・ 無 ）

【添付書類】

- (1) 太陽光発電設備の概要書（別紙1）
- (2) 対象設備の領収書の写し
- (3) 対象設備の設置工事完了後の現況写真
- (4) 太陽光発電設備施工報告書（別紙5）
- (5) 対象設備の設置に係る契約書の写し

※千円未満の端数が生じた場合には、切り捨てるものとします。

様式第5号（第7条関係）

年度日南町家庭用発電設備等導入推進補助金実績報告書

年 月 日

日南町長 様

申請者 住 所 日南町

氏 名 印

年 月 日付第 号をもって交付金交付決定の通知があった日南町
家庭用発電設備等導入推進補助金について、下記のとおり実施したので、日南町家庭用発
電設備等導入推進補助金交付要綱第7条の規定に基づき報告します。

記

1. 設置場所	☐ 申請者の住所と同じ ☐ その他（日南町 ）
2. 工事完了日	年 月 日
3. 薪ストーブ等の種別	☐ 薪ストーブ ☐ 薪ボイラー ☐ 暖炉 ☐ ペレットストーブ
4. 機器の価格	円
5. 補助金交付申請額	円 ※1件あたり180千円かつ機器の価格の2/5以内
6. その他	その他補助金の活用（ 有 ・ 無 ）

【添付書類】

- (1) 家庭用発電設備等の概要書（別紙2）
- (2) 対象設備の領収書の写し
- (3) 対象設備の設置工事完了後の現況写真
- (4) 家庭用発電設備等施工報告書（別紙5）
- (5) 対象設備の設置に係る契約書の写し

※千円未満の端数が生じた場合には、切り捨てるものとします。

年 月 日

日南町長 様

住 所 日南町

氏 名 印

太陽光発電設備定期報告書

日南町家庭用発電設備等導入推進補助金交付要綱第 1 1 条に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 月々の電力量等

年 月	発生電力量	電力会社へ 売った電力量	電力会社から 買った電力量
年 月	kwh	kwh	kwh
年 月	kwh	kwh	kwh
年 月	kwh	kwh	kwh
年 月	kwh	kwh	kwh
年 月	kwh	kwh	kwh
年 月	kwh	kwh	kwh
年 月	kwh	kwh	kwh
年 月	kwh	kwh	kwh
年 月	kwh	kwh	kwh
年 月	kwh	kwh	kwh
年 月	kwh	kwh	kwh
年 月	kwh	kwh	kwh

- (注 1) 報告は、システム設置月の翌月から 1 年間分を記入してください。
- (注 2) 発生電力量については、毎月、日を決めて記入してください。
- (注 3) 売買電力量については、電力会社の検針票領収書に記載してある電力量を記入してください。毎月、日を決めて電力計を読んで記入していただいても結構です。

2. ご家族の人数 人

3. クッキングヒーターの使用の有無 有 ・ 無

4. 電気温水器の使用の有無 有 ・ 無

5. その他お気づきの点がございましたら、ご自由にご記入ください。

(別紙 1)

太陽光発電設備等の概要書 (交付申請 ・ 実績報告)

1. 設置概要

項 目	説 明
①太陽電池モジュール	
(1) 製造会社名	
(2) 型式名	
(3) 公称最大出力	k W (小数点以下 2 桁未満切り捨て)
②蓄電池	
(1) 製造会社名	
(2) 型式名	
(3) 蓄電容量	k W h (小数点以下 2 桁未満切り捨て)
③インバータ・保護装置等	
(1) 製造会社名	
(2) 型式名	
(3) 定格出力	
対象設備の工事着工 (予定) 日	年 月 日
対象設備の工事完了 (予定) 日	年 月 日

2. 経費概要

項 目	金 額	備 考
①設置費 (消費税抜き)	円	
(1) 太陽電池モジュール	円	
(2) 架 台	円	
(3) 蓄電池	円	
(4) インバータ・保護装置	円	
(5) その他の付属機器	円	
(6) 設置工事費	円	
②消費税及び地方消費税	円	
③合計金額 (①+②)	円	
④その他の収入 (補助金等)	円	町以外の補助金等を記入
⑤差引金額 (③-④)	円	

(別紙2)

薪ストーブ等の概要書（ 交付申請 ・ 実績報告 ）

1. 設置概要

項	目	説	明
①薪ストーブ等の設置確認			
	(1)種 別	☐ 薪ストーブ ☐ 薪ボイラー ☐ 暖炉 ☐ ペレットストーブ	
	(2)製造会社名		
	(3)型式名		
②対象設備の工事着工（予定）日		年	月 日
③対象設備の工事完了（予定）日		年	月 日

2. 経費概要

項	目	金	額	備	考
①設置費用（消費税抜き）			円		
	機器本体		円		
	その他（工事費）		円		
②消費税及び地方消費税			円		
③合計金額			円		
④その他の収入（補助金等）			円		町以外の補助金等を記入
⑤差引金額（③－④）			円		

(別紙 3)

年 月 日

日南町長 様

住 所 日南町

申請者氏名

㊞

電 話 番 号

町税等情報確認承諾書

日南町家庭用発電設備等導入推進補助金の交付事務のため、所管課の担当職員が申請者及び申請者と同一世帯員の下記に関する町税等情報について確認することを世帯員からも同意を得たことから承諾します。

記

1. 町税等納付状況確認者一覧

No.	氏 名	生年月日	続 柄
1		M T S H 年 月 日	本 人
2		M T S H 年 月 日	
3		M T S H 年 月 日	
4		M T S H 年 月 日	
5		M T S H 年 月 日	
6		M T S H 年 月 日	
7		M T S H 年 月 日	
8		M T S H 年 月 日	
9		M T S H 年 月 日	
10		M T S H 年 月 日	

上記世帯員名簿に記載した者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないことを、黒坂警察署に照会することに承諾します。また該当となった場合には速やかに届け出るとともに日南町が行う一切の措置について、異議申立を行いません。

2. 町に対し納付義務の発生している町税等公的納付金の納付状況

町税等の納付状況

区 分	納期限を経過 した未納額	備考（滞納者名等）	主管課名	主管課 確認印
日南町税			住民課	
介護保険料			住民課	
後期高齢者医療保険料			住民課	

町納付負担金・使用料等納付状況

区 分	納期限を経過 した未納額	備考（滞納者名等）	主管課名	主管課 確認印
住宅改修資金等貸付金			教育課	
保育料			教育課	
給食費負担金			教育課	
水道使用料			建設課	
下水道使用料			建設課	

(別紙4)

年 月 日

日南町長 様

日南町太陽光発電設備等施工予定調書

- 1 施工予定場所 : 日南町
- 2 施工主 :
- 3 施工完了予定日 : 年 月 日
- 4 工事の内容 : ☐太陽光発電設備の導入 ☐家庭用蓄電池の導入
☐薪ストーブ等の導入
- 5 発注予定事業者名 :
所在地 : 鳥取県 市・郡 町 番地
支店等の名称 :
※県内に支店がある場合
代表者 :
支店等の代表者氏名 :
※県内に支店がある場合
電話番号 :
- 6 施工予定事業者名 :
所在地 : 鳥取県 市・郡 町 番地
支店等の名称 :
※県内に支店がある場合
支店等の代表者氏名 :
※県内に支店がある場合
電話番号 :
(施工責任者氏名 :
施工IDを持つメーカーの名称 :
施工ID番号 :)

以上のとおり、太陽光発電設備の施工を予定しています。

施工主名 日南町



(別紙5)

年 月 日

日南町長 様

日南町太陽光発電設備等施工報告書

- 1 施 工 場 所 : 日南町
- 2 施 工 主 :
- 3 施 工 完 了 日 : 年 月 日
- 4 工 事 の 内 容 : ☐太陽光発電設備の導入 ☐家庭用蓄電池の導入
☐薪ストーブ等の導入
- 5 発 注 事 業 者 名 :
所 在 地 : 鳥取県 市・郡 町 番地
支 店 等 の 名 称 :
代 表 者 : ※県内に支店がある場合
支 店 等 の 代 表 者 氏 名 :
電 話 番 号 : ※県内に支店がある場合
- 6 施 工 事 業 者 名 :
所 在 地 : 鳥取県 市・郡 町 番地
支 店 等 の 名 称 : ※県内に支店がある場合
支 店 等 の 代 表 者 氏 名 : ※県内に支店がある場合
電 話 番 号 :
(施工責任者氏名 :
施工 I D を持つメーカーの名称 :
施 工 I D 番 号 :)

以上のとおり、太陽光発電設備を施工しましたので報告します。

施工主名 日南町

